

市民の財産である三の丸地区整備に向けて、横浜地方裁判所小田原支部並びに横浜地方検察庁小田原支部の移転を国に対し働きかける陳情

【陳情趣旨】

天守閣を前にした横浜地方検察庁小田原支部並びに横浜地方裁判所小田原支部が位置する三の丸地区は、わが市のこれからのまちづくりにとって貴重なかけがえのない土地であります。

小田原ならではの歴史資産を整備し、景観を守ることは今を生きる小田原市民の使命であるとともに、当該用地を観光振興のために利活用し、国の内外から観光客を呼び込み、交流人口を増やし、経済を活性化することこそが、わが市にとって、最善かつ必須の地方創生策であります。

先般その実現に向けて官民挙げての体制で研究会が立ち上がった「平成の城下町・宿場町構想」においても最重要な場所と位置付けられました。

また、小田原市では、平成 29 年度中に三の丸地区構想を策定するための「三の丸地区構想策定検討会議」を立ち上げています。

そうした中で、同検察庁が現在地で建て替えがなされると、当該地は今後 50 年間、現状を変更する事は困難となり、有効活用の道が閉ざされてしまいます。

同検察庁及び同裁判所は、大手門、馬出門、銅門、常盤木門から本丸へと江戸時代の正規登城ルートが確立、再現できる貴重な地域資源であり、強力な小田原観光のコンテンツになります。

したがって、その実現に時間がかかったとしても、同検察庁及び同裁判所の現在地からの移転について官民、全市を挙げて国に要望していく必要があります。

【陳情項目】

- 1 横浜地方裁判所小田原支部並びに横浜地方検察庁小田原支部の建て替えにあたっては、現在地ではなく、他の用地にするよう小田原市は積極的に国へ働きかけること。

平成 29 年 6 月 12 日

小田原市議会議長
加藤 仁司 様

陳情者

小田原市城内 1-2-1
小田原箱根商工会議所
会 頭 鈴木 悌介